

《登録者認定試験に合格された方へ（名簿登録手続き）》

産業保健看護専門家登録者 認定試験合格証を受領後、以下の各書類を準備し、事務局に送付してください。

I. 名簿登録手続き（保健師・看護師）

1. 産業保健看護専門家制度名簿登録申請書（様式第 17 号）
2. 登録手数料（手数料 20,000 円＋消費税）受領証（写）：様式第 17 号の裏面に貼付

※ 申請書の登録番号の欄には、登録者認定試験時の受験番号を記載する。

※ 「産業保健看護専門家登録者 認定試験合格証」は、その交付の日の翌日から起算して 1 年を経過する日までに登録申請を行わないときは、その効力を失う。ただし、委員会がその事由がやむを得ざるものと認めた者については、有効期間を延長することができる。

※ 有効期間の延長を希望する者は、有効期間超過後 6 か月以内に、有効期間延長・更新猶予申請書（様式第 14 号-1）を準備し、事務局に送付すること。